

レーダー反射器の技術基準

1 3面反射形コーナーレフレクタ

次の各号に適合するものであること。

- (1) 有効反射面積は、9,375MHzにおいて250 m²以上であること。

この有効反射面積を確保するためには、コーナーレフレクタの稜の長さは0.5m以上、開口部の辺の長さは0.7m以上であること。

- (2) 設置高は、反射面の対称軸の位置が海面上3.4m以上であること。

- (3) 水平反射指向特性は、無指向性(偏差±2 dB以内)であること。

また、垂直面反射指向特性は±20度(-3 dB幅)以上であること。

この指向特性を確保するためには、コーナーレフレクタの数は水平面全周360度に対して45度ごとに8個必要とし、開口部を垂直に設置したものであること。

- (4) 反射面の各面の成す角、平面度及び板厚は、次のとおりであること。

反射面の各面の成す角 90±0.5°以内

反射面の平面度 0.5mm以内

反射面の板厚 5mm以上(注)

(注) 機械的強度を充てん材により補強している場合を除く。

- (5) 反射面が金網の場合は、反射効率が約1/40になるから、2項の有効反射面積を確保するためには、稜の長さは1.25m以上、開口部の辺の長さは1.7m以上であること。

- (6) 反射面がパンチングボードの場合は、反射効率がパンチングボードの実面積の3乗となるから、稜の長さ及び開口部の辺の長さは、2項の有効反射面積を確保するに十分な長さを有していること。

2 その他のレフレクタ

レーダ視認距離が全方向について10海里以上であること。